

相談者 (Aさん) 役場の町民相談室に寄せられる相談の中には偶々、時効に関する問題が見られます。今日はそれをテーマにしているとお聞きしたいと思います。

弁護士 時効の中には消滅時効と取得時効という二つの制度があります。どのような相談が具体的に寄せられているのかを教えてくださいながら、今回から三回に渡って一緒に時効制度の勉強をしてみましょう。

Aさん 相談者のお父さんの遺品を整理していたら、一一年前に知人に一〇〇万円貸していたことを示す借用証書が見つかったという事案でした。早速その知人に事情を話して返済して欲しいと要求したところ、何回かに渡って返したと言いつ張り、それでは領収書を見せて欲しいと言つと、一一年も昔のことなので書類は残っておらず、そもそも時効にかかっているので支払う義務はないと言われたので、そうです。

弁護士 これは消滅時効の事案ですね。シンプルな経緯ですが、いくつかわの問題を含んでいます。まずは時効期間は何れ位なのかという問題です。本件のように商行為に係るのではない私人間でのお金の貸し借りの消滅時効は一〇年間とされています。

Aさん そうすると一一年が経過しているのに時効にかかっているのですか。

弁護士 これは消滅時効の事案ですね。シンプルな経緯ですが、いくつかわの問題を含んでいます。まずは時効期間は何れ位なのかという問題です。本件のように商行為に係るのではない私人間でのお金の貸し借りの消滅時効は一〇年間とされています。

Aさん 時効による債権の消滅といつてもさまざまな問題点があるのですね。でも時効によつて債務の支払を免れてしまうというのはとても虫がよい制度だという感じがするのですが如何でしょうか。

弁護士 時効制度の根拠や存在理由に関わる疑問ですね。この点従来から三つの理由があげられてきました。
① 永続した事実状態を保護することにより、そうした状態を信頼して築かれてきた社会秩序の維持・安定をはかること。
② 永続した事実状態は真実の法律関係を反映していることが多いことから、古い事実についての証明の困難さを免除してあげること。
③ 権利の上に眠るものは保護する必要がないということ。

Aさん なるほど、ようやく解つてきたように思います。但し、冒頭で時効の中には消滅時効と取得時効という二つの制度があると教わりましたが、今の制度根拠は両者に当てはまることなのですか。

弁護士 ③は主として消滅時効を念頭においていたのですが、それ以外は両者に共通した根拠だと思われまふ。取得時効は、例えば他人の土地を過失なくして自分のものとして一〇年間占有した場合に所有権を時効により取得

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第43回

時効という制度について

1

は契約上の支払日(弁済期)から時効は進行することになります。
Aさん 例えば借入れた二年後に、催促に応じて一〇万円支払つていたことがはっきりした場合にはどうなるのでしょうか。

弁護士 時効は権利の行使を一定期間以上していないことが必要ですので、催促されて一〇万円支払つた場合公口には「承認」によつて時効は中断されることとなります(民法一四七条三号)。承認が借入の二年後ということですので、時効は再びその時点から進行しますが、現在まで九年しか経過しておらず時効は完成しないこととなります。

Aさん 時効期間が経過してしまつと、当然に貸主は弁済を求めることができなくなつてしまふのですか。

弁護士 そうではありません。時効には当事者の「援用」という行為が必要で(民法一四五条)。援用とは時効の効力を享受するために時効を主張するという意味です。このような援用がなされてはじめて時効の効果が確定的に生じるのであり、時効完成によつて自動的に効果が発生するわけではないというのが判例の立場です(最高裁判昭和六一年三月一七日判決)。したがつて本件でも借主が時効を援用しないで支払つとすれば、それは有効



できるというものです。この取得時効については三回目に取り上げる予定です。

Aさん 一口に時効といつても、もの凄く幅が広いのですね。ところで消滅時効の対象には所有権も含まれるのでしょうか。

弁護士 消滅時効の対象となる権利の問題ですね。所有権は絶対的な権利として自由な使用・収益・処分できるところにその本質があることから、時効によつて消滅することはないとされています。したがつて所有権に基づく妨害排除請求権も消滅時効にはかからないのです。

Aさん 先程所有権の取得時効について教えていたいただきましたが、登記上所有者だつた方が占有者に取得時効されることによつて所有権を無くしてしまつことになると、結局所有権

も時効によつて消滅する結果になりませぬか。
弁護士 この場合は時効によつて所有権を取得されてしまつこととの反射的な効果として、元々の所有者が所有権を失つてしまふのであり、所有権が消滅時効にかかるというわけはありません。

Aさん 所有権以外にも消滅時効にかからない権利があるのでしょうか。
弁護士 消滅時効の対象となるのは財産権ですので、親の子どもに対する親権のような身分上の権利は除かれます。また財産権の中にも抵当権のような担保物件については民法三九六条によつて「担保する債権と同時になければ時効によつて消滅しない」と規定されています。

Aさん 私は昨年まで税務課に勤務していたのですが、固定資産税等の税金も消滅時効にかかるとはなすのでしょうか。

弁護士 地方税法一八条は固定資産税のような地方税について、法定納期限の翌日から起算して五年間の消滅時効にかかると規定しています。税金といえども消滅時効の対象になるのです。

◎執筆者 **佐藤 裕一** (さとう ゆういち)
弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

相談者（Aさん） 前回は引き続き時効制度について教えて頂きます。先日自転車に衝突されて路上に転倒してしまい、足を捻挫したというお年寄りからの相談がありました。相手が大学生だったので、強く損害の賠償を求めないうちに三年が経過してしまい、相手も就職したようだったので賠償の話をしたところ、時効なので支払わないと言われたというケースでした。

弁護士 自転車事故は不法行為ですので民法七二四条によって三年の消滅時効期間とされています。

Aさん 何時から三年なのでしょう。

弁護士 条文では「損害及び加害者を知ったときから」となっていますので、基本的には事故の時から三年となります。事故から三年間が経過していれば、消滅時効が完成してしまいます。

Aさん 今回は幸い軽傷で済みましたが、骨折して後遺症が残るような場合にも事故から三年なのでしょう。交通事故後に何年間もリハビリに通ったという話を聞いたことがありますので、その場合かわいそうな気がするのですが。

弁護士 そうですね。後遺症が残った場合にも事故から三年ではおかしな結果になりますね。事故後治療を続けても後遺症が残った場

合には、治療が終了した時（症状固定時）から時効が進行するという修正がなされています。Aさん 一般の債権の時効期間は一〇年と覚えていました。不法行為の場合にはどうして三年と短くなっているのでしょうか。

弁護士 前回時効制度の根拠について説明し

います。この規定の趣旨からすると、契約によってあらかじめ時効期間を長くすることはできないけれども、短くすることはできるとになります。したがって今の例で言えば、一年にするのは有効だが、三年にするのは無効だということになります。

Aさん 法律で決められた時効期間が変更されることはあるのでしょうか。

弁護士 民法一七四条の二は時効期間自体が変更される場合を規定しています。すなわち裁判によって判決が確定した場合は、もともとの権利が先程揚げたような短期消滅時効にかかるとしても、一〇年の時効期間になるとされています。これは判決が確定することは債権の存在が公的に確認されることですので、短期消滅時効を認める前提がなくなるという根拠からの規定です。

Aさん 前回は時効の中断という制度について説明してもらいました。「承認」が中断事由の一つだということでしたが、消滅時効におけるそれ以外の中断事由についても教えてください。

弁護士 民法一四七条は時効中断事由として次の三つを規定しています。「請求」、「差押え・仮差押え・仮処分」そして「承認」です。Aさん 請求というのは単に手紙で支払を求めただけでも良いのでしょうか。

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第44回

時効という制度について

2

ました。それと重複しますが、証拠が散逸して証明が困難となる事態を防ぐこと、被害者の感情が沈静化するのに相当な期間であることから政策的に三年という期間が決められたと言われています。

Aさん 不法行為以外にはどのようなものが一〇年より短い時効期間とされているのでしょうか。

弁護士 六法全書を紐解いてみると、短期消滅時効といわれるものが思いの外多いことに驚かされます。時効期間が三年から一年のものを次に掲げてみます。

- 三年 医師の診療債権、工事請負代金債権、手形債権
- 二年 売掛代金債権、電気料金債権、賃金債権、授業料債権
- 一年 運送代金債権、宿泊代金債権、飲食代金債権

Aさん 短期の消滅時効にかかる債権が本当にたくさんあるんですね。それでは法律で二年と決められている売掛代金債権の時効期間を、取引当初の契約において一年あるいは三年という取り決めをすることは許されるのでしょうか。

弁護士 民法一四六条は「時効の利益はあらかじめ放棄することができない。」と定めて

することに なります。Aさん 事情があつて訴えを取り下げたような場合にはどうなるのでしょうか。

弁護士 その場合には、そもそも中断の効力は生じないとされています。Aさん 「差押え」も中断事由とのことですが、あまりイメージがわきません。

弁護士 住宅ローンがあつてその支払が滞っていたケースで、設定していた抵当権に基づいて競売開始が為される場合が典型的です。Aさん 今までお聞きしてきた時効中断というのは時効の完成前のことですが、時効が完成した後に、それを知らずに債務の一部を弁済したような場合、時効の援用は許されるのでしょうか。

弁護士 これは時効援用権の喪失と言われる問題です。最高裁判和四一年四月二〇日判決は「時効完成の事実を知らなかったとしても相手方にはもはや時効を援用しないという期待権があるので、時効の援用は許されない。」としています。



弁護士 単なる催告にも時効中断の意義が認められませんが、それだけでは完全な効力にはなりません。催告後六カ月以内に裁判上の請求などの裁判所が関与する手続を取らなければならぬと規定されています。Aさん 催告後六カ月以内にもう一度催告すれば、二度目の催告の六カ月以内に裁判を提起しても良いのでしょうか。

弁護士 残念ながらいいえ。Aさん 残念ながら催告を繰り返しても駄目なのです。あくまでも催告後六カ月以内に裁判等の公的手続を取ることが必要です。Aさん 裁判を提起した場合、何時の時点で時効は中断されるのでしょうか。

弁護士 民事訴訟法一四七条は訴えを提起した時に時効中断の効力が生じると規定しています。この中断の効力は裁判の確定まで継続

◎執筆 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

相談者(Aさん) 前回まで二回に渡って時効制度の中でも消滅時効を中心として教えていただきました。今日は取得時効についてお聞きしたいと思います。

弁護士 Aさんは、以前消滅時効について、虫がよい制度だとお話しされていたと思いますが、取得時効についてはどうですか。

Aさん 時効制度の根拠については一回目の時に教わりました。復習してみると次の三点だったと思います。一つ目は永く続いた事実状態を信頼してきた社会秩序の維持・安定の必要性、二つ目は古い事実についての証明の困難さを免除してあげること、三つ目は権利の上に眠るものは保護する必要がないということでした。取得時効も基本的にはこの三つの根拠に基づいているのですが、やはり土地の所有権などを無償で時効取得してしまうのは得する制度だなという感じは否定できないのです。

弁護士 物について一定の要件を備えた占有が一定期間継続することにより占有者は時効により、その物の所有権を取得することができますのです。民法一六二条では所有権の取得時効の要件について二〇年間または一〇年間「所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した」場合と規定されています。

例えば登記事項証明書上の名義人を所有者と信じて、土地を買って受けてその上に建物を建築して占有を始めたような場合には、仮にその名義人が真の所有者でなかったことが後から判明したとしても無過失と考えて良いと思います。しかしながら、登記事項証明書を認することなしに所有者と称する者から土地を買って受けたという場合には過失があると判断されると思います。但し、過失があつたとしても二〇年間建物を使用して土地を占有すると時効取得することになります。

Aさん 土地の境界争いと取得時効が絡む場合もあると聞いたのですが、どうですか。

弁護士 甲さんの土地と乙さんの土地が隣接していて、甲さんから土地を買った丙さんが甲さんが指示した線を境界だと思い込んで、実際には乙さんの土地に越境してコンクリート塀を築造して時効期間が経過したような場合に時効取得の可能性が出てきます。

Aさん 測量図面を確認せずに塀を築造したのでは過失があるのではないですか。

弁護士 そうですね。境界は土地にとって重要な問題ですので、甲さんの言うことを鵜呑みにして塀を築造したのでは過失を認められなくてもやむを得ないでしょう。しかしこの場合でも二〇年間塀に囲まれた土地を占有している場合は時効取得することになります。

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第45回

時効という制度について

3

得時効は認められません。所有の意思を持った占有とは法律的には「自主占有」と言われており、これは占有者の内心の意思によって決められるのではなくて、占有の根拠となった客観的事実関係の性質によって決められると解されています。例えば売買で土地を買ってその引渡を受けて占有していれば自主占有ですが、賃貸借で借りていたのに、ある日突然自分の物として占有すると言つても、客観的な評価としては自主占有とはならないと考えられています。

Aさん 「平穩かつ公然の占有」というのも難しい表現です。

弁護士 平穩については裁判例があります。最高裁昭和四一年四月一五日判決は「暴行・脅迫などの違法強暴の行為を用いていない占有を意味する」と判断しました。占有している不動産の返還を求められたことがあつたとしても、それだけでは平穩な占有は否定されないといわれました。公然とは占有を隠匿していないことを意味しています。

Aさん 一〇年間の占有で時効取得できる場合と二〇年間の場合があるのはどうしてなのですか。

弁護士 一〇年間の占有による時効取得は、占有の開始において善意・無過失な場合です。

Aさん 地方自治体の所有土地についても取得時効という問題は生じるのでしょうか。

弁護士 これは時代の流れによって裁判例も変わってきています。例えば大審院大正一〇年二月一日判決などは、行政財産の公共性・公益性を理由として私人の取得時効を認めませんでした。しかしながら、その後最高裁は昭和四四年五月二日判決によって、都市計画において公園とされている市有地であっても、外見上公園の形態を具備しておらず、現に公共用財産としての使命を果たしていない限り、予定公物について時効取得の成立を肯定したのです。

Aさん 従来、公物だつたものはどうなりませぬか。

弁護士 現在も明らかに公物として公共用財産として機能している場合には取得時効は認められません。しかしながら、公共用財産であつても長年事実上公の目的に使用されなくなつていたものについては「黙示的公用廃止」ということを理由にして取得時効を認めるようになっていきます。



Aさん この取得時効が認められて判決が出された場合、土地の境界も変わることになるのでしょうか。

弁護士 「境界」という言葉はいろいろな意味に使われています。国や地方自治体が把握している土地の地番の境の意味で用いられる場合があり、この場合には丙さんの例で言うところの時効したからといって、この意味での境界は変わることがありません。

Aさん それでは裁判で勝つても意味が無くなりませぬか。

弁護士 境界にはもう一つ個人が土地の支配権の及ぶ範囲を画しているという意味で用いられています。いわゆる所有権の範囲ですね。本件では取得時効により、所有権の範囲を画するという意味での境界は変わることになります。従つて所有権の登記手続きも必要になつ

◎執筆 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員